636
30. 8. 6
小郡三井医師会

福県医発第1334号（地）
平成30年８月３日

各　医　師　会　長　　殿

福岡県医師会
会長　松　田　峻一良
（公印省略）

平成30年７月豪雨で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて
（その７）

平成30年７月豪雨で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いにつきましては、本年８月２日付（福県医発第1310号（地））等文書においてご連絡申し上げておりますが、今般、利用料の支払い免除等を実施する市町村の情報に「愛媛県八幡浜市」が追加された旨、厚生労働省より日本医師会を通じて通知がありましたので、更新された利用者向けリーフレットと併せ、情報提供申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

---

小郡三井医師会より

介護保険担当理事　古川哲也
会長　島田昇二郎

（介 86）

平成 30 年 7 月 30 日

都道府県医師会　介護保険担当理事　　殿

日本医師会常任理事

江 澤　和 彦

平成 30 年 7 月豪雨で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて（その 7）

平成 30 年 7 月豪雨で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いにつきましては、本年 7 月 27 日付（介 83）等にてご連絡させていただきましたが、今般、利用料の支払い免除等を実施する市町村の情報に「愛媛県　八幡浜市」が追加されましたので、更新された利用者向けリーフレットと併せ、情報提供申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、郡市区医師会及び会員へご周知賜りたくよろしくお願い申し上げます。

（添付資料）

・平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて（その 7）
（平 30.7.26　事務連絡　厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課）

事　務　連　絡
平成30年 7 月26日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
介護保険計画課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

平成30年７月豪雨による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて（その７）

平成30年７月豪雨による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとしますので、管内市町村、介護サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。
**（平成30年７月20日付け事務連絡から、別紙を更新）**

記

１に掲げる者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 20 条第１項、第 48 条第１項、第 66 条第１項、第 78 条第１項、第 87 条第１項、第 96 条第１項、第 127 条第１項、第 140 条の６第１項、第 145 条第１項、第 155 条の５第１項、第 182 条第１項、第 197 条第１項及び第 212 条第１項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 50 条第１項、第 69 条第１項、第 81 条第１項、第 90 条第１項、第 118 条の２第１項、第 135 条第１項、第 155 条第１項、第 190 条第１項、第 206 条第１項、第 238 条第１項、第 269 条第１項並びに第 286 条第１項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第３条の 19 第１項、第 24 条第１項、第 71 条第１項、第 96 条第１項、第 117 条第１項、

第 136 条第１項及び第 161 条第１項、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 22 条第１項、第 52 条第１項及び第 76 条第１項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第９条第１項及び第 41 条第１項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第１項及び第 42 条第１項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第１項及び第 42 条第１項、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第５号）第 14 条第１項及び第 46 条第１項並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の６の規定に基づき市町村が定める基準の規定により利用料の支払いを受けることを、２に掲げる期間猶予することができるものとする。

また、介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 115 条の 45 第５項及び第 115 条の 47 第８項に規定する利用料については、その具体的事項を市町村において要綱等により定めることとしているが、これらについても、市町村において要綱等を改正することで、１に掲げる者について２に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、介護保険施設等における食費・居住費については、自己負担分の支払いを受ける必要がある。

１　対象者の要件

（１）及び（２）のいずれにも該当する者であること。

（１）　平成 30 年７月豪雨に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村のうち、別紙に掲げる市町村の介護保険法（平成９年第 123 号）第９条の被保険者であること。

（２）　平成 30 年７月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

①　住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨

②　主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨

③　主たる生計維持者の行方が不明である旨

④　主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨

⑤　主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

２　取扱いの期間

平成 30 年 10 月末までの介護サービス分

３　介護サービス事業所等における確認及び介護報酬の請求等について

（１）　上記 １（２）の申し立てを行った者については、被保険者証等により、保険者が１（１）の市町村であることを確認するとともに、当該者の１（２）の申し立ての内容を利用者に関する書類に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等が提示できない場合には、氏名、住所、生年月日等を利用者に関する書類に記載しておくこと。

（２）　本事務連絡に基づき猶与した場合は、利用料を含めて 10 割を審査支払機関等へ請求すること。

また、請求の具体的な手続きについては、追って連絡する予定であること。

別紙

# 実施市町村

**（下線部が更新部分）**

| | 都道府県 | 市町村 |
|---|---|---|
| 1 | 岐阜県 | 高山市 |
| 2 | | 関市 |
| 3 | | 中津川市 |
| 4 | | 恵那市 |
| 5 | | 美濃加茂市 |
| 6 | | 可児市 |
| 7 | | 山県市 |
| 8 | | 飛騨市 |
| 9 | | 本巣市 |
| 10 | | 郡上市 |
| 11 | | 下呂市 |
| 12 | | 加茂郡坂祝町 |
| 13 | | 加茂郡七宗町 |
| 14 | | 加茂郡八百津町 |
| 15 | | 加茂郡白川町 |
| 16 | | 加茂郡東白川村 |
| 17 | | 大野郡白川村 |
| 18 | | 岐阜市 |
| 19 | | 美濃市 |
| 20 | | 加茂郡富加町 |
| 21 | | 加茂郡川辺町 |
| 22 | 京都府 | 福知山市 |
| 23 | | 舞鶴市 |
| 24 | | 綾部市 |
| 25 | | 宮津市 |

| | | |
|---|---|---|
| 26 | | 京丹後市 |
| 27 | | 南丹市 |
| 28 | | 船井郡京丹波町 |
| 29 | | 与謝郡伊根町 |
| 30 | | 与謝郡与謝野町 |
| 31 | 兵庫県 | 豊岡市 |
| 32 | | 篠山市 |
| 33 | | 朝来市 |
| 34 | | 宍粟市 |
| 35 | | 赤穂郡上郡町 |
| 36 | | 美方郡香美町 |
| 37 | | 姫路市 |
| 38 | | 西脇市 |
| 39 | | 丹波市 |
| 40 | | 多可郡多可町 |
| 41 | | 佐用郡佐用町 |
| 42 | | 養父市 |
| 43 | | たつの市 |
| 44 | | 神崎郡市川町 |
| 45 | | 神崎郡神河町 |
| 46 | 鳥取県 | 鳥取市 |
| 47 | | 八頭郡若桜町 |
| 48 | | 八頭郡智頭町 |
| 49 | | 八頭郡八頭町 |
| 50 | | 東伯郡三朝町 |
| 51 | | 西伯郡南部町 |
| 52 | | 西伯郡伯耆町 |
| 53 | | 日野郡日南町 |
| 54 | | 日野郡日野町 |
| 55 | | 日野郡江府町 |
| 56 | 島根県 | 江津市 |
| 57 | | 邑智郡川本町 |

| | | |
|---|---|---|
| 58 | 岡山県 | 岡山市 |
| 59 | | 倉敷市 |
| 60 | | 玉野市 |
| 61 | | 笠岡市 |
| 62 | | 井原市 |
| 63 | | 総社市 |
| 64 | | 高梁市 |
| 65 | | 新見市 |
| 66 | | 瀬戸内市 |
| 67 | | 赤磐市 |
| 68 | | 真庭市 |
| 69 | | 浅口市 |
| 70 | | 都窪郡早島町 |
| 71 | | 浅口郡里庄町 |
| 72 | | 苫田郡鏡野町 |
| 73 | | 英田郡西粟倉村 |
| 74 | | 加賀郡吉備中央町 |
| 75 | | 小田郡矢掛町 |
| 76 | 広島県 | 広島市 |
| 77 | | 呉市 |
| 78 | | 竹原市 |
| 79 | | 三原市 |
| 80 | | 尾道市 |
| 81 | | 福山市 |
| 82 | | 府中市 |
| 83 | | 東広島市 |
| 84 | | 江田島市 |
| 85 | | 安芸郡府中町 |
| 86 | | 安芸郡海田町 |
| 87 | | 安芸郡熊野町 |
| 88 | | 安芸郡坂町 |
| 89 | 山口県 | 岩国市 |

| | | |
|---|---|---|
| 90 | 愛媛県 | 今治市 |
| 91 | | 宇和島市 |
| 92 | | 大洲市 |
| 93 | | 西予市 |
| 94 | | 北宇和郡松野町 |
| 95 | | 北宇和郡鬼北町 |
| 96 | | **八幡浜市** |
| 97 | 高知県 | 安芸市 |
| 98 | | 香南市 |
| 99 | | 長岡郡本山町 |
| 100 | | 宿毛市 |
| 101 | | 土佐清水市 |
| 102 | | 幡多郡三原村 |
| 103 | | 幡多郡大月町 |
| 104 | 福岡県 | 飯塚市 |